中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- ☑ 確定拠出年金
- ■適格退職年金
- □ 公的年金
- □ その他

平成 23 年 10 月 14 日 中央三井アセット信託銀行株式会社 年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みの導入について◆

平成 23 年 10 月 14 日、厚生労働省より「確定拠出年金法施行令及び確定拠出年金法施行規則の一部改正について」として、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みの導入に関するパブリックコメント(意見公募手続)が開始されました。

平成23年11月13日まで意見を受け付けています。

1. 確定拠出年金法施行令の一部改正について

- (1) 個人別管理資産額(いわゆる個人毎の確定拠出年金の資産額)の算定方法の変更について
 - ①個人別管理資産額の算定基礎に運用指図前の企業型年金加入者掛金が追加されます。
 - ②脱退一時金を支給する際、その要件となる個人別管理資産額の算定基礎に、脱退一時金請求日 において未拠出の企業型年金加入者掛金が追加されます。
- (2) 事業主返還の額の算定方法の変更について

規約で定めた場合には、勤続期間が3年未満の場合は、事業主掛金相当額を事業主に返還することとしていますが、企業型年金加入者掛金を拠出した者については、事業主掛金額よりも個人別管理資産額(事業主掛金を原資とする部分に限ります)の方が低い場合には、当該個人別管理資産額を返還することとします。



- (3) 規約を承認する際の基準の変更について
 - 規約を承認する際の規準として以下の事項が追加されます。
 - ①企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が特定の者について不当に差別的でないこと。
 - ②企業型年金加入者掛金の前納及び追納を禁止すること。
 - ③企業型年金加入者掛金の額の変更は年1回に限ること(ただし、事業主掛金の額が引き下げられることに伴い、事業主掛金の額が企業型年金加入者掛金の額を下回る場合であって、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令に定める場合(以下記載の2. (1)ご参照。)を除きます)。
 - ④企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が事業主によって不当に制約されるものでないこと。

2. 確定拠出年金法施行規則の一部改正について

- (1)上記1.(3)③に記載の「その他厚生労働省令に定める場合」とは、次のいずれかに該当する場合を指します。
 - ①事業主掛金の額が引き上げられることに伴い、事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額との合計額が拠出限度額(※)を超える場合であって、当該事業主掛金の額と当該企業型年金加入者 掛金の額との合計額が拠出限度額を超えないように、当該企業型年金加入者掛金の額を変更する場合
 - ※他の企業年金がある場合: 25,500円 他の企業年金がない場合: 51,000円
 - ②企業型年金規約の変更により、企業型年金加入者が選択した企業型年金加入者掛金の額が当該 企業型年金規約に定める額に該当しなくなる場合であって、当該企業型年金加入者掛金の額を 当該変更後の企業型年金規約に定める額に変更する場合
 - ③企業型年金加入者掛金の額を〇円に変更する場合
 - ④企業型年金加入者掛金の額を0円から変更する場合
- (2) 事業主が信託銀行等と締結する資産管理契約について定める要件の一つとして、信託金、保険料又は共済掛金として払い込む掛金に企業型年金加入者掛金が追加されます。
- (3)企業型記録関連運営管理機関等が備える企業型年金加入者等原簿に記録する事項として、過去に拠出された各月ごとの企業型年金加入者掛金の額並びに事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額の総額の実績が追加されます。



- (4)事業主が行う企業型年金加入者掛金の額の企業型記録関連運営管理機関への通知は、事業主掛金における場合に準じ、事業主が企業型年金加入者掛金を資産管理機関に納付する日までに行うこととします。
- (5) 企業型記録関連運営管理機関等から企業型年金加入者等への通知事項として、前期日から今期日までに拠出された各月ごとの企業型年金加入者掛金の額並びに事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額の総額を追加します。

3. 施行日について

平成24年1月1日とします。

以上

